

## 建設工事の施工体制点検等実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。）に基づき県が講ずる措置のうち、一括下請負等建設業法違反への適切な対応、施工体制の把握の徹底等及び不良・不適格業者の排除のために行う確認及び点検（以下「点検等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (点検等の対象等)

第2条 点検等は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める建設工事を対象として行うものとする。

- (1) 監理技術者又は主任技術者の専任制に関する事項　監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任配置を要する建設工事
  - (2) 一括下請負並びに施工体制台帳及び施工体系図の作成等に関する事項　下請契約を締結した建設工事
  - (3) 不良・不適格業者に関する事項　全ての建設工事
- 2 前項第2号に掲げる事項のうち一括下請負の点検等は、特別の事情がある場合を除き、受注者（県から直接建設工事を請け負った者をいう。以下同じ。）を対象として行うものとする。
- 3 第1項第3号に掲げる事項の点検等は、特別の事情がある場合を除き、建設業の許可並びに健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「健康保険等」という。）の加入状況の確認に重点を置いて行うものとする。

第3条 一般競争入札又は条件付き一般競争入札に付す建設工事のうち監理技術者等の専任配置を要するものについては、当該建設工事の入札参加資格の確認に関する事務を行う課所は、入札参加者の入札参加資格の確認を行うときに、当該建設工事に配置する予定の監理技術者等が他の建設工事の監理技術者等又は営業所の専任の技術者と同一でないことを発注者支援データベースの利用、秋田県公共事業執行管理システムの利用その他の適切な方法により確認するものとする。

### (点検等を行う職員等)

第4条 点検等を行う職員（以下「点検者」という。）は、第2条第1項各号に定める建設工事の監督を行う課所（以下「監督課所」という。）の職員とし、当該課所の長が指定する。この場合において、当該課所の長は、点検等の対象となる建設工事の内容及び監督業務の経験を考慮し、適切な職員を指定しなければならない。

- 2 入札契約に関する事務を行う課所は、点検者に対し、第2条第1項各号に掲げる事項について情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

### (点検等の方法等)

第5条 点検等の方法は、別表のとおりとする。

- 2 点検者は、点検等を行うときは、下請負人（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）を含めた全体の施工体制を把握することが建設工

事の適正な施工の確保のために重要であることに鑑み、受注者に対し、施工体制台帳の作成、作成した施工体制台帳の工事現場への備え置き及び作成した施工体制台帳の写しの提出並びに施工体系図の作成及び作成した施工体系図の工事現場への掲示について必要な助言又は指導を行った上で、それらを適切に活用するものとする。

(建設部長に対する報告)

第6条 監督課所の長は、点検等の結果、受注者又は下請負人に建設業法の規定に違反すると疑うに足りる事実があるとき、又は適正化法第11条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、建設部長に対し、様式第1号により報告するものとする。

2 監督課所の長は、点検等の結果、建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）である下請負人に、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定に違反して健康保険等に加入していない事実（健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条又は雇用保険法第7条の規定による届出をしていない事実をいう。以下同じ。）があるときは、建設部長に対し、様式第2号により報告するものとする。

(行政庁等に対する通知等)

第7条 知事は、建設業者である受注者又は下請負人に適正化法第11条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、様式第3号により通知しなければならない。

2 知事は、建設業者（知事の許可を受けた建設業者に限る。）である下請負人に、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法の規定に違反して健康保険等に加入していない事実があるときは、別に定めるところにより、当該下請負人に対する指導、当該下請負人の健康保険等に関する事務を所掌する行政機関等に対する通報その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、建設業者（国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者に限る。）である下請負人に、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法の規定に違反して健康保険等に加入していない事実があるときは、別に定めるところにより、当該下請負人が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は当該他の都道府県知事に対する通報その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成28年1月20日建政－1394）

1 この要領は、平成28年1月20日から施行する。

2 建設工事の施工体制点検等実施要領（平成16年3月31日建管－3096）は、廃止する。

附 則（平成28年5月31日建政－391）

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（令和4年12月14日建政－1641）

1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

2 この要領による改正後の規定は、令和5年1月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則（令和5年3月23日建政－2342）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(別表) 点検等の方法

1 一括下請負等建設業法違反への適切な対応に関すること

(1) 一括下請負の禁止を徹底するため、次により、元請負人（建設業法第2条第5項に規定する元請負人をいう。）が下請工事の施工に実質的に関与していることの点検等を行うこと。

① 監理技術者等が常駐していることの点検等

(ア) 元請負人に所属する監理技術者等が常駐していることを確認すること。

(イ) 不適切な点があった場合は、助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

② 発注者との協議において主体的な役割を果たしていることの点検等

(ア) 請負契約に基づく協議・報告、設計内容の確認、変更協議等の打ち合わせを主体的に実施していることを確認すること。

(イ) 不適切な点があった場合は、助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

③ 住民への説明において主体的な役割を果たしていることの点検等

(ア) 工事施工に関する具体的な内容について住民説明を行っていることを確認すること。

(イ) 住民等からの苦情等に対し的確に対応していることを確認すること。

(ウ) 不適切な点があった場合は、助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

④ 官公庁等への届出等において主体的な役割を果たしていることの点検等

(ア) 労働安全衛生法、環境法令に定められた官公庁への届出等や、工事施工上必要な道路管理者、交通管理者等への申請、協議を実施していることを確認すること。

(イ) 不適切な点があった場合は、助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

⑤ 近隣工事との調整において主体的な役割を果たしていることの点検等

(ア) 近隣工事との調整を適切に実施していることを確認すること。

(イ) 不適切な点があった場合は、助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

⑥ 施工計画の作成において主体的な役割を果たしていることの点検等

(ア) 設計図書の内容の適切な把握及びその照査の的確な実施、施工計画（工程計画、安全計画、品質計画等）の立案、その他必要な計画修正を適切に実施していることを確認すること。

(イ) 不適切な点があった場合は、助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

⑦ 工程管理において主体的な役割を果たしていることの点検等

(ア) 工事全体の把握、工事の手順・段取りの適切な調整・指揮、工程変更を余儀なくされた場合の適切な対応、災害防止のための臨機の措置を実施していることを確認すること。

(イ) 不適切な点があった場合は、助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

⑧ 出来形・品質管理において主体的な役割を果たしていることの点検等

(ア) 品質確保のための体制整備、所定の検査・試験の実施及びその結果の適切な保存をしていることを確認すること。

(イ) 不具合等発生時に適切な対策を実施していることを確認すること。

(ウ) 不適切な点があった場合は、助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

⑨ 完成検査において主体的な役割を果たしていることの点検等

(ア) 下請負人が施工した工事の検査を実施していることを確認すること。

(イ) 不適切な点があった場合は、助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

- ⑩ 安全管理において主体的な役割を果たしていることの点検等
- (ア) 安全確保に責任ある体制を保持していることを確認すること。
- (イ) 設備・機械・安全施設・安全行動等の点検、労働者の安全教育、下請負人の安全指導を実施していることを確認すること。
- (ウ) 不適切な点があった場合は、助言、指導その他の必要な措置を講ずること。
- ⑪ 下請負人との施工調整・指導監督において主体的な役割を果たしていることの点検等
- (ア) 施工場所・施工取り合い部分・仮設物の使用等についての調整指揮、施工上の留意点・技術的内容についての具体的な指導をしていることを確認すること。
- (イ) 施工体制台帳及び施工体系図を整備していることを確認すること。
- (ウ) 不適切な点があった場合は、助言、指導その他の必要な措置を講ずること。
- (2) その他建設業法の遵守を徹底するため、次により、受注者及び下請負人が建設業法に違反していないことの点検等を行うこと。
- ① 建設業の許可を受けていることの点検等
- (ア) 施工体制台帳により、建設業の許可を受けていない者が、軽微な建設工事（工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあっては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150m<sup>2</sup>に満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあっては500万円に満たない工事）以外の建設工事を請け負っていないことを確認すること。
- (イ) 施工体制台帳により、特定建設業の許可を受けていない受注者が、下請代金の額（下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が4,500万円（許可を受けている建設業が建築工事業である場合においては7,000万円）以上となる下請契約を締結していないことを確認すること。
- (ウ) 不適切な点があった場合は、助言、指導、下請負人の変更その他の必要な措置を講ずること。
- ② その他受注者及び下請負人が建設業法に違反していないことの点検等
- (ア) 受注者及び下請負人が建設業法の規定に違反していないことを確認すること。
- (イ) 不適切な点があった場合は、助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

## 2 施工体制の把握の徹底等に関するこ

- (1) 監理技術者等の専任制を徹底するため、次により、工事施工前における監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴を含む。）の点検等及び監理技術者等の本人確認並びに工事施工中における監理技術者等が専任で置かれていることの点検等を行うこと。
- ① 監理技術者資格者証の点検等
- (ア) 工事着手以前に監理技術者資格者証の提示を求め、その者が、工事請負契約書第10条第1項の規定に基づき通知を受けた監理技術者と同一人であり、受注者に所属する者であることを確認すること。
- (イ) 不適切な点があった場合は、助言、指導、契約の解除その他の必要な措置を講ずること。
- ② 配置予定技術者と契約後の通知に基づく監理技術者等の同一性の点検等
- (ア) 工事請負契約書第10条第1項の規定に基づく通知による監理技術者等が、予め申請のあった配置予定技術者と同一人であり、受注者に所属する者であること。
- (イ) 不適切な点があった場合は、助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

③ 現場の常駐状況の点検等

(ア) 現場での監理技術者等の常駐状況について、適切な頻度で点検すること。

(イ) 不適切な点があった場合は、助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

④ その他監理技術者等の専任制の点検等

(ア) 監理技術者等が他の建設工事の監理技術者等又は営業所の専任の技術者と同一でないことを発注者支援データベースの利用、秋田県公共事業執行管理システムの利用その他の適切な方法により確認すること。

(イ) 不適切な点があった場合は、必要な措置を講ずること。

(2) 現場の施工体制の把握のため、次により、施工体制台帳及び施工体系図に基づく点検等を行うこと。なお、施工体制台帳の写しは、適正化法第15条第2項の規定により県に提出することが義務づけられているものであり、その提出先は、仕様書の規定により監督職員とされていることに留意すること。

① 施工体制台帳の点検

(ア) 作成され工事現場に備え置かれた施工体制台帳及び提出された施工体制台帳の写しを工事期間中に点検すること。

(イ) 不適切な点があった場合は、助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

② 施工体系図の点検

(ア) 施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検すること。

(イ) 不適切な点があった場合は、助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

③ 施工体制の把握

(ア) 施工体制台帳及び施工体系図が実際の施工体制と同一であることを点検すること。

(イ) 不適切な点があった場合は、必要な措置を講ずること。

(3) その他受注者の適切な施工体制の確保のため、工事着手前における工事実績を記入した工事カルテの登録の確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の点検等を行い、不適切な点があった場合は、助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

3 不良・不適格業者の排除に関すること

不良・不適格業者（技術力・施工能力を全く有しないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工が行い得ない企業、過大受注により適切な施工が行えない企業、建設業法その他工事に関する諸法令（健康保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等をいう。）の排除を徹底するため、次により、受注者及び下請負人が不良・不適格業者でないことの点検等を行うこと。

(1) 下請負人の健康保険等の加入状況の点検等

① 施工体制台帳により、下請負人の健康保険等の「加入」、「未加入」又は「適用除外」の別を確認すること。

② 下請負人の健康保険等の加入状況が「未加入」である場合は、受注者に対し、当該下請負人の健康保険等の加入のために必要な措置を講ずることについて、助言又は指導すること。

(2) その他受注者及び下請負人が不良・不適格業者でないことの点検等

- ① 受注者及び下請負人がその他の不良・不適格業者でないことを確認すること。
- ② 不適切な点があった場合は、助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

#### 4 点検等の記録に関すること

- (1) 点検者は、点検等の結果を記録しなければならない。ただし、秋田県工事成績評定要領に基づく評定（以下「工事成績評定」という。）の対象とならない工事については、この限りでない。
- (2) 秋田県工事成績評定要領に基づく工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表（「施工プロセス」のチェックリストを含む。）が作成されたときは、点検者は、点検等の結果を記録したものとみなす。

#### 5 工事成績評定への反映に関するこ

点検等において受注者に不適切な点があった場合は、その内容及び改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映すること。

(様式第1号)

文 書 番 号  
年 月 日

建設部長様  
(建設政策課扱い)

監督課所の長

建設業法等違反疑義情報について（報告）

次の者について、建設業法等の規定に違反すると疑うに足りる事実があるので、報告します。

- 1 商号又は名称及び代表者の氏名並びに建設業の許可を受けている者にあってはその許可番号
- 2 工事の名称及び番号
- 3 建設業法等違反疑義
  - ・建設業法第28条第1項第3号該当(他法令に違反し建設業者として不適当)
  - ・建設業法第28条第1項第4号該当(一括下請負)
  - ・建設業法第28条第1項第6号該当(無許可業者との下請契約)
  - ・建設業法第28条第1項第7号該当(特定建設業者以外の者との政令で定める額以上の下請契約)
  - ・建設業法第28条第1項第8号該当(営業停止又は営業禁止の者との下請契約)
  - ・適正化法第15条第1項により読み替えて適用する建設業法第24条の7第1項違反(施工体制台帳の作成及び工事現場への備置き)
  - ・適正化法第15条第1項により読み替えて適用する建設業法第24条の7第2項違反(下請負人の元請負人に対する再下請負通知)
  - ・適正化法第15条第1項により読み替えて適用する建設業法第24条の7第4項違反(施工体系図の作成及び掲示)
  - ・適正化法第15条第2項違反(施工体制台帳の写しの提出)
  - ・適正化法第15条第3項違反(施工体制点検の受検)
  - ・建設業法第26条違反(主任技術者又は監理技術者の設置等)
  - ・建設業法第26条の2違反(専門技術者の設置等)
  - ・その他( )

(担当)

※ 当該者に係る施工体制台帳の写しを添付すること。

(様式第2号)

文 書 番 号  
年 月 日

建設部長様  
(建設政策課扱い)

監督課所の長

健康保険等未加入疑義情報について（報告）

次の建設業者について、法令の規定に違反して健康保険等に加入していないと  
疑うに足りる事実があるので、報告します。

- 1 商号又は名称及び代表者の氏名並びに許可番号
- 2 工事の名称及び番号

(担当)

- ※ 下請負人のうち、建設業の許可を受けている者（国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けている者を含む）であって、施工体制台帳上の健康保険等の加入状況が「未加入」となっている者について報告すること。
- ※ 当該者に係る施工体制台帳の写し（健康保険等の加入状況が記載された部分のみで可）を添付すること。

(様式第3号)

文 書 番 号  
年 月 日

建設業許可行政庁様

秋田県知事

建設業法等違反疑義について（通知）

次の建設業者について、建設業法等の規定に違反すると疑うに足りる事実があるので、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成12年法律第127号）第11条の規定に基づき通知します。

1 商号又は名称及び代表者の氏名並びに許可番号

2 事実の概要

（担当）